

使役事象の認知意味論：それは誰がしたことなのか

メンバーと構成

企画：田中太一（東京農工大学） 司会：長谷川明香（東京造形大学）

コメンテーター：西村義樹（東京大学）

発表者：田中太一、長谷川明香、フルマノワ・ポリナ（東京大学大学院）、松田俊介（東京大学）
ヤイルオール・オガン（東京大学大学院）

[1] 趣旨説明：司会者による趣旨説明 [2] 研究発表

[3] コメント：コメンテーターによるコメント [4] 全体討論：会場からの質疑応答・総括

企画趣旨

使役構文は多くの言語理論で重要な役割を担っており (Comrie 1989)、認知言語学においても動詞の意味的なプロトタイプとして位置づけられている (Langacker 2008: 14.3 節)。しかし、使役構文の意味である「使役事象」の身分についてはいまだ明らかでない点も多い。本ワークショップの目的は、認知言語学における使役構文の先駆的研究の一つである西村 (1998) の議論を日本語・英語・トルコ語などの事例を踏まえて再検討することを通じて、使役事象の内実に向き合うことである。なお、以下では「使役」という用語を、「させる」や make を用いるようないわゆる迂言的 (分析的) 使役に限定せず、「殺す」「温める」のような因果的事態を表す他動詞 (およびその意味) を含めるかたちで用いる。

第 1 発表：使役の事象構造を考える

西村 (1998) は使役事象のプロトタイプを分析することを通じて、(日本語・英語の) 使役構文を特徴づけている。本発表では続く発表の準備として〈使役行為〉・〈基礎行為〉・〈責任〉などの主要概念を導入する。

第 2 発表：日本語の無生物主語他動詞文の「結果性」—「風が窓を叩く」を中心に—

「叩く」、「打つ」のような動詞はしばしば接触・打撃動詞と呼ばれ、「その結果どうなるという状態変化を含意せずに力の行使だけを意味する」(影山 1996: 69) とされる。したがって、(1) のように、窓を叩いたことの結果を否定しても自然な文として容認される。しかし、(2) のように、同じ「叩く」という動詞を使って結果を否定すると容認度が下がる場合がある。本発表では、(2) のような無生物主語の他動詞文では、動詞の意味に含まれていないとされる結果の否定が成立しにくい理由について、無生物主語の使役構文と非意図的な行為を表す使役構文をプロトタイプ的な使役構文からの拡張として分析する西村 (1998) の分析を発展させる形で論じる。

(1) 蒼太が窓を叩いたが、音がしなかった／何も起こらなかった。

(2) ?風が窓を叩いたが、音がしなかった／何も起こらなかった。

日本語は使役動詞の結果部分の否定を許容する傾向のある言語として知られている (池上 1980-1981、宮島 1985 等) が、動詞が表している行為が非意図的に行われた場合、結果部分の否定が不可能になると指摘されている (Tsujiura 2003)。これは、非意図的の行為を認識する際には、結果を確認してから行為全体を認定するため、その認定の出発点となった結果を否定することは困難であるためだと考えられる。このことを踏まえ、

(2) のような無生物主語の他動詞文が表す事態は非意図的な行為と類似した仕方で捉えられていると主張する。つまり、(2) では、発話者が結果 (典型的には特定の音) を認識したからこそ「風が窓を叩く」という表現を使うことが可能になったということである。このような分析はさらに、西村 (1998) が挙げる、“That experience taught him to behave responsibly” や「この本は有益な情報を提供してくれる」のような文における結果の否定しにくさにも妥当な説明を与えることができる。

第3発表：トルコ語における（非意図的）許容使役

トルコ語の(1)のような例について、日本語における持ち主の受身との類似性が指摘されている（ビョケソイ 2000, 大崎 2006 など）。これ自体は妥当な観察だが、(1)は受身ではなく、使役構文の一種として扱うべきであり（ヤイルオール 2023）、本発表ではさらに(2)に見られる許容使役の一種として扱うべきであると主張する。(2)はトルコ語の許容使役の例である。たとえば、ある父親（私）が息子の思い出話をしている場面で、息子が自分のハンバーガーを食べていた時期を思い出している場合に自然に用いられる。(1)は、ある店に入る時に入り口の傘立てに入れた自身の傘が盗まれたことを表す文として自然である。

(1) Şemsiye-m-i (birisine) çal-dır-dı-m.

傘-1SG.POSS-ACC (誰かに) 盗む-CAUS-PF-1SG

「傘を（誰かに）盗まれた（Lit. 盗ませた）。」

(2) Oğlu-m hep hamburger-im-i yemek

息子-POSS.1SG いつも ハンバーガー-POSS.1SG-ACC 食べること

iste-r-di, ben de ye-dir-ir-di-m.

欲しがる-AOR-PF.3SG 私 も 食べる-CAUS-AOR-PF-1SG

「息子はいつも私のハンバーガーを食べたがっていた、そして私は食べさせていた。」

(1・2)ともに、行為の方向は（主語の所有物を対象としているという点で）同じであるが、(2)の主語は意図的に、(1)の主語は非意図的に事態を許容しているという違いがある。本発表では(1)における使役構文の使用は「負の行為」と「責任のスキーマ」（西村 1998）に動機づけられている（ヤイルオール 2023）と考える。これは(1)の背後に「使役者にもある程度責任がある」という含意があるとする林（2013: 159）の記述とも整合的である。(1)と(2)は意図性においてのみ異なるのであり、使役が使用されることは不思議ではないと言える。

第4発表：認知言語学は使役についてどう考えるべきか

本発表では、第2・3発表で提示された論点をさらに掘り下げ、①意味分析においては、概念化の対象となる事象の性質が重要な役割を担うこと、②使役事象の認定においては、力動性 (Talmy 2000) による反事実的仮定説 (Shibatani 1976) の棄却は困難であると示す。①天野 (2002: 117) は、「私たちは、空襲で {家財道具を焼いた/家財道具が焼けた}。」のような表現では、他動詞を用いても自動詞を用いても意味はほとんど変わらないとし、前者を「状態変化主主体の他動詞文」として分析している。すなわち、ここでの「私たち」は行為者ではなく、状態変化を被る経験者だということである。しかし、「空襲で」を「天変地異で」のような事態に変えると予測可能性の低さに応じて、自動詞文は自然であるのに対し他動詞文は不自然になる。つまり、「私たち」は単なる経験者ではなく、やはり〈責任〉を有するという意味での使役行為者なのである。天野 (2002) がこの点を見逃してしまったのは、使役事象という全体像の中で主語の意味役割を検討しなかったためだと考えられる。②使役事象の認定については、「事象 X が生じなければ、事象 Y も生じなかった」ということを根拠に X は Y の原因であると見なす反事実的仮定説を批判し、「対象間の力の伝達」による力動性説を擁護する立場が存在する (Pinker 2007: 第4章)。たしかに反事実的仮定には、「条件と原因の区別」や「多重決定」など様々な問題がある。それに対し、力動性では2者間の力の伝達を事実として認めることができるためにこのような問題は生じないという訳である。しかしながら、これは物理的レベルでの力動性とメタファーによって拡張された力動性を混同した議論であり、実際には反事実的仮定による思考を無視することはできない。使役事象（ひいては使役構文）の理解には両者がともに必要なのである。